



# 茨城県報

第 1 5 6 0 号

平成16年 4 月15日

木 曜 日

## 目 次

	ページ
規 則	
( 公 安 委 員 会 )	
茨城県警察教養規則.....	2
会計の監査に関する規則.....	2
( 人 事 委 員 会 )	
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....	3
告 示	
包括外部監査契約の締結 (総務課) .....	4
字の区域の変更 (市町村課) .....	4
手数料の徴収事務の委託 (厚生指導課) .....	4
保育士試験事業実施者の指定 (児童福祉課) .....	5
歳入の収納事務の委託 (産業政策課) .....	5
大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) .....	5
使用料の徴収事務の委託 (観光物産課) .....	6
使用料の徴収事務の委託 (林政課) .....	7
茨城県農林漁業信用基金保証料補給金交付要項の一部改正 (林政課) .....	7
道路の区域の変更 (3件) (道路維持課) .....	8
道路の供用の開始 (2件) (道路維持課) .....	9
都市計画の変更 (都市計画課) .....	9
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (県税事務所) .....	10
土地改良区役員の就退任 (2件) (土地改良事務所) .....	10
土地改良区役員の就任 (土地改良事務所) .....	12
使用料の徴収事務の委託 (2件) (保健体育課) .....	12
( 教 育 長 )	
使用料の徴収事務の委託.....	13
( 公 安 委 員 会 )	
運転免許に関する事務の委託.....	13
公 告	
茨城県土地利用基本計画の変更 (水・土地計画課) .....	15
家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課) .....	15
地籍調査の成果認証 (農村環境課) .....	16

都市計画の図書の縦覧 (10件) (都市計画課) .....17

開発行為の工事完了 (建築指導課) .....19

軽油引取税に係る免税証の無効 (県税事務所) .....20

落札者等の公示 (2 件) (中央病院) .....20

正 誤

平成15年 9 月30日付け茨城県報号外第135号中 .....21

平成16年 4 月 5 日付け茨城県報第1557号中.....21

---

規 則

---

( 公 安 委 員 会 )

茨城県公安委員会規則第 5 号

茨城県警察教養規則を次のように定める。

平成16年 4 月15日

茨城県公安委員会委員長 西 野 虎 之 介

茨城県警察教養規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、警察教養規則 (平成12年国家公安委員会規則第 3 号) 第 6 条第 2 項の規定に基づき、茨城県警察職員に対する警察教養の基本を定めるものとする。

(警察教養の目的)

第 2 条 警察教養は、警察職員一人一人が、警察法 (昭和29年法律第162号) の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的とする。

(警察本部長の責務)

第 3 条 警察本部長は、警察庁長官から示された警察教養の重点及び茨城県内の治安情勢を踏まえて、計画的に警察教養を実施しなければならない。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、警察教養の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



茨城県公安委員会規則第 6 号

会計の監査に関する規則を次のように定める。

平成16年 4 月15日

茨城県公安委員会委員長 西 野 虎 之 介

会計の監査に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県警察の会計経理の適正を期するため、警察法施行令 (昭和29年政令第151号) 第13条第 2 項の規定に基づき、茨城県警察本部長 (以下「警察本部長」という。) が実施する会計の監査 (以下「会計監査」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会計監査実施計画)

第2条 警察本部長は、毎年度、会計監査を実施するための計画（以下「会計監査実施計画」という。）を作成しなければならない。

2 会計監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 会計監査の重点項目
- (2) 会計監査の対象部署
- (3) 会計監査の時期

## (実施)

第3条 会計監査は、会計監査実施計画に従い、実施しなければならない。ただし、会計経理の適正を期するため特に必要があるときは、その都度、速やかに、実施しなければならない。

## (留意事項)

第4条 会計監査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から行うこと。
- (2) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (3) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

## (茨城県公安委員会への報告)

第5条 警察本部長は、茨城県公安委員会に対し、毎年度少なくとも1回、会計監査の実施の状況を報告しなければならない。

## (会計監査の結果に基づく措置)

第6条 警察本部長は、会計監査の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

## (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## (人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成16年茨城県人事委員会規則第2号）の一部を改正する規則を公布する。

平成16年 4月15日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第13号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成16年茨城県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

## (支給単位期間に係る経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の月の中途から引き続いて法第28条第2項又は職員の分限に関する条例第2条の規定により休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、外国機関等派遣条例第2条第1項又は公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、大学院修学休業をし、又は法第29条第1項の規定に

より停職にされている職員が同日以後に復職し、又は職務に復帰した場合における当該復職又は職務への復帰に係るこの規則による改正後の職員の給与に関する規則第44条の6第2項の規定の適用については、「属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)」とあるのは、「属する月」とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

告 示

茨城県告示第600号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により告示する。

平成16年4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成16年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

包括外部監査契約で定める基本費用の額並びに当該契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに取引に係る消費税及び地方消費税の合算額による。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏 名 安 四 郎

住 所 水戸市緑町3丁目9番12号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に精算払により支払うものとする。ただし、概算払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、必要があると認める金額について概算払する。

茨城県告示第601号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、那珂町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の一部の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成16年4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

大字北酒出字宮ノ脇に変更する区域

大字北酒出字山王原1249

茨城県告示第602号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり茨城県立つくば看護専門学校に係る証明手数料その他の収入金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受 託 者 財団法人筑波メディカルセンター
- 2 委託に係る証明手数料等 茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第 9 号）に規定する証明手数料その他の収入金
- 3 委 託 期 間 平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日まで

## 茨城県告示第603号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の 9 第 1 項の規定により、保育士試験事業実施者を、次のとおり指定したので、同法施行令第15条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定試験機関  
社団法人 全国保育士養成協議会  
東京都千代田区富士見一丁目 2 番32号東京ルーテルセンタービル203号
- 2 指定年月日  
平成16年 3 月31日
- 3 指定試験機関に行わせる試験事務の範囲
  - (1) 試験問題の作成
  - (2) 答案の採点
  - (3) 合否の判定
  - (4) その他試験実施に関する必要な事務

## 茨城県告示第604号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり設備近代化資金貸付金等の収納事務を委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受託者  
財団法人茨城県中小企業振興公社
- 2 委託の内容  
茨城県中小企業近代化資金貸付規則（昭和39年茨城県規則第17号）第 2 条の規定に基づき中小企業者に貸し付けた設備近代化資金貸付金
- 3 委託期間  
平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日まで

## 茨城県告示第605号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に

供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

牛久都市開発株式会社

代表取締役 池 辺 勝 幸

(2) 住所

牛久市牛久町280番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エスカード牛久ショッピングセンター

牛久市牛久町280番地

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 大 野 喜 男

(変更後) 代表取締役 池 辺 勝 幸

(3) 変更の年月日

平成15年12月18日

(4) 変更する理由

代表者の変更

3 届出年月日

平成16年 3 月30日

茨城県告示第606号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり茨城県大洗マリンタワーの入館料の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

大洗町長

小 谷 隆 亮

大洗町観光協会会長

石 井 藤一郎

大洗民宿組合組合長

飯 田 功

レストランマリン代表

渡 辺 保 夫

ホテルニュー白亜紀ひたちなか市長

本 間 源 基

株式会社茨交大洗ホテル代表取締役社長

竹 内 順 一

株式会社センユウ代表取締役社長

後 藤 昭

大洗簡易保険保養センター総支配人

北 郷 康 和

社会福祉法人茨城県社会福祉事業団理事長

橋 本 昌

財団法人いばらき文化振興財団理事長	橋 本 昌
株式会社大洗荘代表取締役社長	石 井 藤一郎
地方職員共済組合大洗保養所オーシャンビュー大洗支配人	梶 讓 治

- 2 委託事務の内容 茨城県大洗マリントワーの入館料徴収事務
- 3 委託期間 平成16年 4月 1日から平成17年 3月31日まで

茨城県告示第607号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定に基づき公表する。

平成16年 4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 委託先  
水戸市上国井町3118番地の21  
財団法人茨城県農林振興公社
- 2 徴収の事務を委託する使用料  
茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第27号）に基づく使用料及び入園料
- 3 委託期間  
平成16年 4月 1日から平成17年 3月31日まで

茨城県告示第608号

茨城県農林漁業信用基金保証料補給金交付要項（昭和43年茨城県告示第910号）の一部を次のように改正する。

平成16年 4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

第 1 条中「木材製造業及び木材卸売業」を「木材製造業、木材卸売業及び木材市場業」に、「農林漁業信用基金法（昭和62年法律第79号。以下「基金法」という。）第28条第 1 項」を「独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号。以下「基金法」という。）第12条第 1 項第 5 号」に、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に、「基金法第 28条第 1 項」を「基金法第13条第 1 項」に改める。

第 2 条中「第28条第 2 項に掲げる者及び」を「第13条第 2 項に掲げる者、」に改め、「認定を受けたもの」の次に「及び林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第17条に掲げる者」を加える。

第 3 条中「第28条第 1 項」を「第12条第 1 項第 5 号」に、「第28条第 2 項第 1 号及び」を「第13条第 2 項第 1 号、」に改め、「暫定措置法第 6 条第 1 項第 3 号八」の次に「及び林業・木材産業改善資金助成法第17条第 1 号」を加え、「第28条第 2 項第 2 号及び」を「第13条第 2 項第 2 号、」に改め、「暫定措置法第 6 条第 1 項第 3 号口」の次に「及び林業・木材産業改善資金助成法第17条第 2 号」を加える。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農林漁業信用基金保証料補給金交付要項は平成15年10月 1 日以後に信用基金の債務保証を受けた資金から適用する。

## 茨城県告示第609号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年4月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 408号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
牛久市大字柏田字中柏田745番2地先から 牛久市大字柏田字中柏田1890番3地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 18.4	77	
	最小 9.5		現道拡幅	
	新	最大 48.4		77
最小 15.0				

## 茨城県告示第610号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年4月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小川川島停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下館市大字小川字前原1390番10地先から 下館市大字伊佐山字本宿北 168番5地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 11.0	1,237	
		最小 6.2		
		最大 61.4	3,296	
	(B)	最小 8.5		旧道移管
	新 (B)	最大 61.4	3,296	
最小 8.5				

## 茨城県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年4月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道



2 路 線 名 岩瀬土浦自転車道線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡真壁町大字酒寄字和尚塚 350番 1 地先から 真壁郡真壁町大字酒寄字和尚塚 211番 1 地先まで	(A)	メートル	メートル	42
		最大 8.8		
	旧 (B)	最小 5.0		48
		最大 11.2		
新 (A)	最大 8.8		42	迂回路撤去
	最小 5.0			

茨城県告示第612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年 4 月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 つくば益子線

2 供用開始の区間 真壁郡真壁町大字長岡字大道端410番 1 地先から

真壁郡真壁町大字長岡字大道端368番 7 地先まで

3 供用開始の期日 平成16年 4 月15日

茨城県告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年 4 月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 横塚真壁線

2 供用開始の区間 真壁郡協和町大字横塚字町287番地先から

真壁郡協和町大字横塚字町1407番 1 地先まで

真壁郡真壁町大字長岡字大町143番 3 地先から

真壁郡真壁町大字長岡字清水206番 1 地先まで

真壁郡真壁町大字長岡字大道端377番 1 地先から

真壁郡真壁町大字長岡字大道端370番 6 地先まで

3 供用開始の期日 平成16年 4 月15日

茨城県告示第614号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により高萩都市計画及び日立都市計画下水道を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

下水道 (日立・高萩・十王広域公共下水道)

## 2 都市計画を定める土地の区域

排水区域 (処理区域)

削除する部分

日立市 かみあい町二丁目の一部、かみあい町三丁目の全部

## 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第615号

地方税法 (昭和25年法律第226号) 第700条の 6 の 4 第 3 項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので、茨城県県税条例施行規則 (昭和34年茨城県規則第107号) 第33条の 3 の規定により告示する。

平成16年 4 月15日

茨城県常陸太田県税事務所長 黒 羽 真 之

県 名	特約業者の氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	特約業者の指定の取消し年月日
茨 城	有限会社富永商店	茨城県常陸太田市宮本町325番地の5	平成16年 3 月31日

## 茨城県告示第616号

稲敷郡江戸崎町下君山956番地の 4 に事務所を置く小野川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 4 月15日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 足 立 洋 一

## 1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	吉 岡 幹 雄	稲敷郡江戸崎町大字下君山1886番地
"	海老原 盈	" 新利根町下根本2112番地
"	高 野 茂 助	" 江戸崎町大字上君山2147番地の 2
"	小 林 正 己	" " 大字下君山1815番地の 1
"	墳 本 進	" " 大字下君山2984番地
"	山 口 一 彦	" 新利根町下根本1655番地
"	宮 本 義 男	" " 中山785番地
"	大 竹 節 夫	" " 狸穴164番地
監 事	沼 崎 健 純	" " 下根本1650番地の 1
"	墳 本 典 勇	牛久市久野町1722番地 (茨城農芸学院官舎B - 102)

職 名	氏 名	住 所
監 事	朝日向 八 郎	稲敷郡新利根町中山1156番地

## 2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	吉 岡 幹 雄	稲敷郡江戸崎町大字下君山1886番地
"	高 野 茂 助	" " 大字上君山2147番地の 2
"	小 林 正 己	" " 大字下君山1815番地の 1
"	本 谷 莊 一	" " 大字上君山2963番地
"	山 口 一 彦	" 新利根町下根本1655番地
"	山 口 幸 一	" " 下根本1665番地
"	宮 本 義 男	" " 中山785番地
"	大 竹 節 夫	" " 狸穴164番地
監 事	墳 本 典 勇	牛久市久野町1722番地 (茨城農芸学院官舎B - 102)
"	飯 田 藤 樹	稲敷郡江戸崎町大字下君山1838番地
"	足 立 斐	" 新利根町下根本1735番地

## 茨城県告示第617号

結城郡八千代町菅谷1187 - 1 に事務所を置く吉田用土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 4 月15日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 須 拓 美

## 1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	諸 儀一郎	結城市大字結城8785番地
"	石 川 幸三郎	" 大字上山川2057番地
"	吉 田 信 雄	結城郡石下町大字崎房932番地の10
"	舩 橋 存	結城市大字山川新宿1652番地
"	松 本 賢 一	結城市大字田間1324番地
"	鈴 木 直 助	結城郡八千代町大字東路田279番地
"	小 林 一 司	" " 大字菅谷1698番地
"	仲 内 良 忠	" " 大字若1655番地
"	小 川 一 治	" " 大字塩本538番地
"	小 竹 勝	結城郡千代川村大字五箇201番地
"	古 谷 文 彦	水海道市大輪町567番地
監 事	瀬 高 和 夫	結城郡石下町大字岡田441番地の 1
"	古 川 義 昭	結城市大字才木365番地
"	馬 場 照 雄	結城郡八千代町大字水口651番地

## 2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	諸 儀一郎	結城市大字結城8785番地
"	池田 七郎兵衛	" 大字上山川4971番地
"	舩 橋 存	" 大字山川新宿1652番地
"	松 本 賢 一	" 大字田間1324番地
"	鈴 木 直 助	結城郡八千代町大字東路田279番地
"	馬 場 照 雄	" " 大字水口651番地
"	仲 内 良 忠	" " 大字若1655番地
"	照 内 一 正	" " 大字粕礼57番地
"	小 竹 勝	" 千代川村大字五箇201番地
"	吉 田 信 雄	" 石下町大字崎房932番地の10
"	古 谷 文 彦	水海道市大輪町567番地
"	瀬 高 和 夫	結城郡石下町大字岡田441番地の 1
監 事	柿野谷 進 一	結城市大字上山川2584番地の22
"	塙 新 一	結城郡八千代町大字瀬戸井854番地の 3
"	草 間 隆 夫	水海道市花島町152番地の 1

## 茨城県告示第618号

稲敷郡東町幸田3542番地に事務所を置く新利根川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 4 月15日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 足 立 洋 一

## 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	久 松 博	稲敷郡河内町平川680番地
"	内 藤 英 男	" 金江津7699番地

## 茨城県告示第619号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定に基づき公表する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 委託先

水戸市見和 1 丁目356番地の 2

財団法人茨城県体育協会

## 2 徴収事務を委託する使用料

堀原運動公園、東町運動公園及び笠松運動公園に係る茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第11条

に規定する使用料

3 委託期間

平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日まで

茨城県告示第620号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定に基づき公表する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 委託先

真壁郡真壁町桜井1074番地

茨城県ライフル射撃協会 会長 来 栖 行 正

2 徴収事務を委託する使用料

茨城県営ライフル射撃場に係る茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例（昭和47年茨城県条例第 3 号）第 5 条に規定する使用料

3 委託期間

平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日まで

（ 教 育 長 ）

茨城県教育委員会告示第 9 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定に基づき公表する。

平成16年 4 月15日

茨城県教育委員会教育長 川 俣 勝 慶

1 委託先

水戸市見和 1 丁目356番地の 2

財団法人茨城県体育協会

2 徴収事務を委託する使用料

茨城県立里美野外活動センターに係る学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第 9 号）第 7 条に規定する使用料

3 委託期間

平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日まで

（ 公 安 委 員 会 ）

茨城県公安委員会告示第 4 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条第 1 項の規定に基づき、運転免許に関する事務の一部を次のとおり委託したので、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第40条の 2 第 2 項の規定により公示する。

平成16年 4 月15日

茨城県公安委員会委員長 西 野 虎 之 介

1 受託法人

名称, 住所, 代表者の氏名

- (1) 財団法人 茨城県交通安全協会  
茨城県水戸市東野町260番地  
会長 大 栴 榮 一
- (2) 財団法人 茨城県水戸地区交通安全協会  
茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番21号  
会長 幡 谷 浩 史
- (3) 財団法人 茨城県日立地区交通安全協会  
茨城県日立市本宮町 4 丁目17番 1 号  
会長職務代理者 副会長 管 野 凱 夫
- (4) 財団法人 高萩地区交通安全協会  
茨城県高萩市高戸315番地の10  
会長 照 山 昭 一
- (5) 財団法人 茨城県龍ヶ崎地区交通安全協会  
茨城県龍ヶ崎市2505番地 2  
会長 本 谷 俊 明
- (6) 財団法人 土浦地区交通安全協会  
茨城県土浦市立田町 1 番20号  
会長 寺 田 浩

## 2 委託に係る免許関係事務の内容

- (1) 運転免許証更新事務 (適性検査, 更新登録資料の作成, 更新登録, 収入証紙の確認及び消印を除く。)
- (2) 運転免許証再交付事務 (収入証紙の確認及び消印を除く。)
- (3) 運転免許証記載事項変更事務
- (4) 更新情報提供事務

## 3 委託に係る免許関係事務を処理する場所

- (1) 運転免許証更新事務, 運転免許証再交付事務, 運転免許証記載事項変更事務

茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番21号	水戸警察署内
茨城県笠間市寺崎79番地の 1	笠間警察署内
茨城県ひたちなか市和田町 1 丁目10番30号	ひたちなか東警察署内
茨城県ひたちなか市東石川897番地の 2	ひたちなか西警察署内
茨城県那珂郡那珂町杉384番地の 2	那珂警察署内
茨城県那珂郡大宮町泉445番地の 6	大宮警察署内
茨城県常陸太田市木崎二町1727番地の 7	太田警察署内
茨城県久慈郡大子町池田2721番地	大子警察署内
茨城県日立市本宮町 4 丁目17番 1 号	日立警察署内
茨城県高萩市高戸315番地の10	高萩警察署内
茨城県鹿島郡鉾田町鉾田2336番地の 8	鉾田警察署内
茨城県鹿嶋市宮中1959番地の 1	鹿嶋警察署内
茨城県行方郡麻生町麻生1723番地	麻生警察署内
茨城県龍ヶ崎市2505番地 2	竜ヶ崎警察署内

茨城県稲敷郡江戸崎町高田3405番地の 1	江戸崎警察署内
茨城県土浦市立田町 1 番20号	土浦警察署内
茨城県石岡市東石岡 1 丁目 7 番 2 号	石岡警察署内
茨城県つくば市竹園 1 丁目 1 番	つくば中央警察署内
茨城県つくば市北条5262番地の 3	つくば北警察署内
茨城県下館市直井938番地	下館警察署内
茨城県下妻市下妻丙733番地の 1	下妻警察署内
茨城県真壁郡真壁町塙世188番地の 1	真壁警察署内
茨城県結城市小田林1317番地の 1	結城警察署内
茨城県水海道市高野町554番地の 2	水海道警察署内
茨城県古河市旭町 1 丁目 1 番23号	古河警察署内
茨城県猿島郡境町長井戸51番地の27	境警察署内
茨城県取手市桑原955番地の 1	取手警察署内

(2) 更新情報提供事務

茨城県東茨城郡茨城町長岡3783番の 3 茨城県警察本部交通部運転免許課内

4 委託期間

平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日までの 1 年間

公 告

茨城県土地利用基本計画の変更

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第 9 条第 1 項の規定により昭和50年 6 月10日付けで定めた茨城県土地利用基本計画の一部を平成16年 4 月 7 日付けで変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を公表する。

なお、関係図書は、茨城県企画部水・土地計画課並びに関係市役所及び町村役場において一般の縦覧に供する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

変更の要旨

土地利用基本計画図

変 更 の 内 容	変 更 面 積	関 係 市 町 村 名
都市地域の拡大	4,074ha	笠間市
農業地域の縮小	54ha	つくば市，江戸崎町，千代田町，五霞町，利根町
森林地域の縮小	18ha	茨城町，東海村

家畜伝染病の発生及び転帰の報告

茨城県家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定により、家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので、同条第 4 項により公示する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日	転 帰
ヨ－ネ病	牛	患 畜	1 頭	西茨城郡岩間町	平成16年 3 月 9 日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分
ヨ－ネ病	牛	患 畜	1 頭	西茨城郡岩間町	平成16年 3 月 9 日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分
ヨ－ネ病	牛	患 畜	19頭	西茨城郡岩間町	平成16年 3 月 9 日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分

~~~~~

### 地籍調査の成果認証

鹿島郡銚田町，潮来市，水戸市，日立市の下記地区における地籍調査の成果は，国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称                 | 鹿島郡銚田町，潮来市，水戸市，日立市                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 成 果 の 名 称                  | 地籍図及び地籍簿                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 調 査 を 行 っ た<br>地 域 及 び 期 間 | 鹿島郡銚田町大字大竹の一部<br>平成14年12月2日から<br>平成15年2月19日まで<br>潮来市清水の一部<br>平成14年4月10日から<br>平成15年3月3日まで<br>水戸市元吉田町の一部<br>平成14年1月10日から<br>平成14年3月15日まで<br>水戸市上河内町の一部<br>平成13年2月6日から<br>平成13年7月19日まで<br>日立市石名坂町1，2丁目の全部，南高野町1，2，3丁目の各一部，久慈町7丁目<br>の一部<br>平成14年5月7日から<br>平成15年3月31日まで |
| 認 証 年 月 日                  | 平成16年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                          |

~~~~~



都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画地区計画の決定に伴い、水戸市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
地区計画の決定（水戸ニュータウン地区）
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

鹿島臨海都市計画用途地域の変更に伴い、鹿嶋市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
用途地域
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

鉾田都市計画用途地域の変更に伴い、鉾田町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
用途地域
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

大宮都市計画用途地域の変更に伴い、大宮町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類

用途地域の変更 (田子内地区)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画用途地域の変更に伴い、水戸市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域の変更 (十万原地区)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画道路の変更に伴い、水戸市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

道路の変更 (赤塚姫子線外 1 路線)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

岩井・境都市計画生産緑地地区の変更に伴い、五霞町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

生産緑地地区の変更 (五霞第 3 号第二種生産緑地地区外 1 地区)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画下水道の変更に伴い、協和町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第

2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道の変更 (協和町公共下水道)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

八千代都市計画下水道の変更に伴い、八千代町から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道の変更 (八千代町公共下水道)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画公園の変更に伴い、つくば市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

公園 (葛城 1 号近隣公園外 4 公園)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字玉戸字新山1066番10

2 事業主の住所及び氏名

下館市大字岡芹958 - 3

(有)新井商事

代表取締役 新 井 猛

軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成16年 3 月26日以降無効とする。

平成16年 4 月15日

茨城県江戸崎県事務所長 東 郷 良 雄

用 途	種 類	記号及び番号	枚数	有 効 期 間	販売業者の所在地及び氏名
農 業	100リットル	G512182	1 枚	平成14年12月12日	龍ヶ崎市長沖町763
				平成15年12月11日	竜ヶ崎市農業協同組合 北文間給油所

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成16年 4 月15日

茨城県立中央病院長 大 倉 久 直

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量，落札に係る特定役務の名称及び数量など  
特A重油 J I S 1 種 1 号 548キロリットル (予定数量)
- 2 担当部局  
茨城県立中央病院  
茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528
- 3 落札決定日  
平成16年 3 月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 浅井油店  
茨城県猿島郡総和町久能500番地
- 5 落札価格  
29.8円 / リットル (消費税及び地方消費税抜き額)
- 6 契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成16年 2 月12日
- 8 落札方式  
最低価格

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
茨城県立中央病院院内清掃業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県立中央病院  
茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528

- 3 落札を決定した日  
平成16年 3 月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社明和産業  
東京都中野区東中野 3 - 13 - 19
- 5 落札金額  
60,000,000円 (消費税及び地方消費税抜き額)
- 6 契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成16年 2 月 5 日
- 8 落札方法  
最低価格



正 誤

平成15年 9 月30日付け茨城県報号外第135号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行
233	上から53

誤		鈴木昭夫	120,000	総和町						
---	--	------	---------	-----	--	--	--	--	--	--

正		鈴木昭夫	1,200,000	総和町						
---	--	------	-----------	-----	--	--	--	--	--	--



平成16年 4 月 5 日付け茨城県報第1557号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
18	下から 3行目	萩 島 利 孝	斎 藤 俊 二
19	上から 16行目	萩 島 利 孝	斎 藤 俊 二
19	下から 15行目	庄 司 昭 也	萩 島 利 孝
19	下から 2 行目	由 田 展 也	桜 井 博

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)